

平成30年9月定例教育委員会  
議案説明資料

報告 1件

議案 5件

---

計 6件

番号	報告第12号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による小学校並びに中学校教科用図書の採択の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（拡大教科書）の採択について、教育長専決を行ったのでこれを報告するもの。</p>		

番号	議案第 2 1 号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	教育に関する事務の点検・評価結果報告書について		
説明	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価結果報告書（平成 2 9 年度実績）について、議案書議案第 2 1 号のとおり定めるもの。</p>		

番号	議案第22号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育委員会事務代決及び専決規程の一部を改正する規程の制定について		
説明	<p>教育長が不在のときに代決することができる者について明確化するため、教育長の決裁又は専決を受けるべき事務について教育長が不在のときは当該事務の主管の部長が、部長が不在のときはその部の次長がその事務を代決することができる旨を加えるもの。</p>		
施行期日等	公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成30年8月16日から適用する。		

松原市教育委員会事務代決及び専決規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○松原市教育委員会事務代決及び専決規程 昭和48年6月7日教委規程第1号</p> <p>改正 平成30年2月20日教育委員会規程第1号 平成30年9月 日教育委員会規定第 号</p> <p>松原市教育委員会事務代決及び専決規程 (代決)</p> <p>第5条 <u>教育長の決裁又は専決を受けるべき事務について教育長が不在のときは当該事務の主管の部長が、部長も不在のときはその部の次長がその事務を代決することができ。</u></p> <p>2 部長が専決する事務について部長が不在のときはその部の次長が、次長も不在のときは当該事務の主管の課長がその事務を代決することができる。</p> <p>3 次長が専決する事務について次長が不在のときは当該事務の主管の課長が、主管課長も不在のときは課長補佐を置く課にあつてはその課の課長補佐がその事務を代決することができる。</p> <p>4 課長が専決する事務について課長が不在のときは課長補佐を置く課にあつてはその課の課長補佐が、課長補佐も不在のとき及び課長補佐を置かない課にあつては当該事務の主管の係長がその事務を代決することができる。</p>	<p>○松原市教育委員会事務代決及び専決規程 昭和48年6月7日教委規程第1号</p> <p>改正 平成30年2月20日教育委員会規程第1号</p> <p>松原市教育委員会事務代決及び専決規程 (代決)</p> <p>第5条 部長が専決する事務について部長が不在のときはその部の次長が、次長も不在のときは当該事務の主管の課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 次長が専決する事務について次長が不在のときは当該事務の主管の課長が、主管課長も不在のときは課長補佐を置く課にあつてはその課の課長補佐がその事務を代決することができる。</p> <p>3 課長が専決する事務について課長が不在のときは課長補佐を置く課にあつてはその課の課長補佐が、課長補佐も不在のとき及び課長補佐を置かない課にあつては当該事務の主管の係長がその事務を代決することができる。</p>

番号	議案第23号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について		
説明	松原市図書館条例第4条に基づき、松原市民図書館協議会委員を委嘱及び任命するもの。		

改正

昭和53年7月4日条例第18号  
昭和54年3月31日条例第5号  
昭和54年9月26日条例第29号  
昭和55年4月1日条例第5号  
昭和56年4月10日条例第8号  
昭和57年3月31日条例第4号  
昭和58年4月1日条例第10号  
昭和59年4月5日条例第8号  
昭和60年4月5日条例第16号  
昭和63年4月1日条例第3号  
平成2年12月26日条例第13号  
平成4年8月4日条例第17号  
平成5年6月30日条例第17号  
平成6年4月12日条例第13号  
平成12年3月31日条例第11号  
平成19年3月27日条例第8号  
平成24年3月28日条例第9号  
平成27年3月27日条例第14号  
平成28年6月29日条例第28号

松原市図書館条例

(設置)

第1条 本市は、市民の読書及び図書館資料に対する要求にこたえる目的をもって、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第2条にいう松原市民図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館は、別表第1に掲げる施設によつて構成する。

(職員)

第2条 図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専門職員（司書・司書補）
- (3) その他必要な職員

(図書館協議会)

第3条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(読書活動への協力)

第6条 図書館は、市民が自主的に運営する読書活動に対し、その独自性及び役割を尊重するとともに、図書の貸出し等の協力を行うことができる。

(集会室の目的外使用料)

第7条 図書館の集会室を法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 使用料は、第1号の場合にあつては免除し、第2号の場合にあつては減額又は免除する。

(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。

(2) 市長が前号に準ずる公益上の必要があると認めるとき。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付する。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなつたとき。

(2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(複写機使用料)

第8条 図書館に附属する複写機を使用する者は、1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第5号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第29号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第5号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和55年規則第20号で昭和55年7月5日から施行)

附 則(昭和56年条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和56年規則第12号で昭和56年5月20日から施行)

附 則(昭和57年条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和57年規則第13号で昭和57年5月5日から施行)



附 則（昭和58年条例第10号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和58年規則第26号で昭和58年5月31日から施行）

附 則（昭和59年条例第8号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和59年規則第12号で昭和59年5月26日から施行）

附 則（昭和60年条例第16号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和60年規則第20号で昭和60年5月21日から施行）

附 則（昭和63年条例第3号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和63年規則第10号で昭和63年6月10日から施行）

附 則（平成2年条例第13号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成3年規則第1号で平成3年3月12日から施行）

附 則（平成4年条例第17号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による松原都市計画事業河内天美駅東部土地区画整理事業についての換地処分の公告があつた日の翌日から施行する。（公告があつた日＝平成4年8月5日）

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成5年規則第33号で平成5年11月23日から施行）

附 則（平成6年条例第13号）

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成12年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「松原市民図書館新町分室」を「松原市民新町図書館」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成12年規則第41号で平成12年5月12日から施行）

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
松原市民松原図書館	松原市田井城1丁目2番23号

松原市民天美図書館	松原市天美東 7 丁目 103 番地
松原市民天美西図書館	松原市天美西 1 丁目 18 番 28 号
松原市民恵我図書館	松原市一津屋 1 丁目 10 番 15 号
松原市民三宅図書館	松原市三宅中 3 丁目 17 番 15 号
松原市民情報ライブラリー	松原市上田 7 丁目 11 番 19 号

別表第 2 (第 7 条関係)

	昼間			夜間	午後・夜間	全日
	午前	午後	午前・午後			
松原市民松原図書館	2,400円	3,200円	6,300円	3,200円	7,200円	10,300円
松原市民恵我図書館	1,200円	1,600円	3,100円	1,600円	3,600円	5,100円

- 1 使用時間に関する昼夜間の別は、次のとおりとする。  
 午前 午前 9 時から正午まで  
 午後 午後 1 時から午後 5 時まで  
 夜間 午後 6 時から午後 10 時まで  
 全日 午前 9 時から午後 10 時まで
- 2 午後 10 時以後使用した場合は、1 時間につき夜間使用料の 20 パーセントを別に徴収する。ただし、1 時間未満は 1 時間とみなす。
- 3 冷暖房時の使用は、使用料の 40 パーセントを別に徴収する。

番号	議案第24号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市立公民館運営審議会条例第2条第2項に基づき、松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命するもの。</p>		

改正

平成14年 3月29日 条例第15号

松原市立公民館運営審議会条例

松原市立公民館運営審議会委員の定数、任用、費用弁償に関する条例（昭和30年条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に規定する松原市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の委員）

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会は、委員長が招集し、自ら議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定

により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

番号	議案第 2 5 号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市指定有形文化財の指定について		
説明	<p>松原市文化財保護条例第 6 条第 1 項に基づき、松原市三宅中 5 丁目に所在する西方寺所蔵の仏像 3 体を市指定有形文化財として指定するもの。</p>		

## 別紙

昭和25年法律第214号

文化財保護法（抜粋）

第12章 補則

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

平成18年松原市条例第9号

松原市文化財保護条例（抜粋）

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを松原市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下これらの者を「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、第47条に規定する松原市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

第7章 松原市文化財保護審議会

（設置）

第47条 法第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関して、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## 松原市所在指定登録文化財一覽

### 国登録有形文化財

No. 種別	種別2	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日	備考	
1	建造物	建築物	中山家住宅 主屋・湯殿・寝部屋・寮・ 二階蔵・南蚕蔵・炭蔵綿蔵・ 北二階蔵・米蔵・瀬戸物蔵・ 本蔵及び裏門・長屋門・長屋 ・塀	14	個人	別所6	H16.3.2	文化2年(1805)／ 天保元年(1830) 増築／江戸後期／ 明治前期改造
2	建造物	建築物	田中家住宅 主屋・長屋門・土蔵・離れ・ 外塀	5	個人	高見の里3	H18.8.3	明治5年(1872)頃／ 昭和初期
3	建造物	建築物	田中家住宅 主屋・長屋門	2	個人	南新町1	H21.4.28	天保年間(1830-43)頃 ／文政年間(1818-29)
4	建造物	建築物	嶋田家住宅 大門・玄関書院・奥座敷・ 道具蔵	4	個人	天美東8	H26.10.7	明治20年(1887)／35 年(1902)／ 40年(1907)

### 大阪府指定文化財

No. 種別	種別2	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日	備考	
1	記念物	植物	来迎寺のいぶき	1	来迎寺	丹南3	S56.6.1	—
2	建造物	建築物	布忍神社本殿 附;木片(寛文3年銘)	1	布忍神社	北新町2	H14.1.29	江戸前期

### 松原市指定文化財

No. 種別	種別2	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日	備考	
1	美術 工芸品	彫刻	大林寺 木造十一面観音立像	1	大林寺	北新町1	H21.2.3	平安後期
2	美術 工芸品	歴史 資料	布忍神社 布忍八景扁額	6	布忍神社	北新町2	H21.2.3	江戸中期
3	美術 工芸品	古文書	栄久寺 紙本墨書教如上人消息	1	栄久寺	立部1	H25.12.20	安土桃山 天正8年(1580)





松文第192号  
平成28年10月6日

松原市文化財保護審議会会長 殿

松原市教育委員会

松原市指定文化財指定候補について（諮問）

松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により下記の文化財を指定したいので、別紙調書を添えて、同条例第6条第3項の規定により諮問します。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者	備考
有形文化財 (美術工芸品 彫刻)	西方寺 木造 阿弥陀如来立像	1 軀	松原市三宅中 5丁目 11番16号	西方寺	
	西方寺 木造 阿弥陀如来立像	1 軀			旧豊興寺本尊
	西方寺 木造 十一面観音立像	1 軀			旧梅松院本尊

## <有形文化財 美術工芸品 彫刻>

名称・員数 : 西方寺 木造 阿弥陀如来立像 1 軀  
所有者 : 宗教法人 西方寺 代表役員 安岡剛史  
所在地 : 松原市三宅中5丁目11番16号  
年代 : 平安時代後期(12世紀後半)  
材質・法量等 : ヒノキ材 一木造 像高 89.4 cm

### 〔説明〕

本像は、像高 89.4 cm(2尺9寸5分)、髮際高 84.0cm(2尺8寸)をはかる阿弥陀如来立像で、松原市三宅中5丁目に所在する西方寺(融通念佛宗)の本尊である。

やや低い肉髻で螺髪を刻み、髮際線は四角く面長の面貌に小さく目鼻立ちを表わしている。撫で肩の体軀には衲衣、偏衫をまとうが、衲衣に施された衣文は浅く彫り込まれ、体部中央まで広がる偏衫に施された衣文は穏やかな起伏をもって表わされている。軀部正面全体にはかなり損傷の跡が認められ、本来は偏衫にみられるような緩やかな衣文であったと思われる。しかしながら構造が一木造である点や裳裾が扁平であることから製作時期としては平安時代後期、12世紀後半と考えられる。構造の詳細については不明であるが、恐らく両肩以下は別材製からなり、手首以下を差し込むものと思われる。

『大阪府全志』<sup>(註1)</sup>によれば、本像は聖徳太子作と伝えられるが、真偽はともかくとして、古くから崇拝をあつめた像としてみられてきたことがわかる。平安時代後期は末法思想の影響もあって、各地で阿弥陀如来像が製作された時期にあたるが、同時期にみられる一般の阿弥陀如来立像にみられる如く下半身の衣文がY字状をなすのではなく、左から右に流れるような衲衣の形式が、古様を想像させたのであろう。

本像が安置される西方寺は山号を「安養山」と号し、法明の開いた念仏勸進道場が前身とされるが<sup>(註2)</sup>、本像の製作時期はそれよりも遡る。延宝5年(1677)「大念佛寺四

十五代記録并末寺帳<sup>(註3)</sup>」には浄土宗から帰依したとあることから、前身寺院の本尊であったと考えられる<sup>(註4)</sup>。

現在の西方寺は本堂に木仏の本尊を安置し、絵像の本尊である「十一尊天得如来像」は箱に納めて保管しているが<sup>(註5)</sup>、この形となったのは江戸時代以降のことである。

融通念佛宗は、中世には定まった場所に堂宇を構えずに融通念仏を信仰する講中の居室を持ち回りで道場とする「挽道場」の形をとり、本尊は絵像の阿弥陀如来のみであった。しかし、江戸時代に近世教団としての融通念佛宗が成立すると本末体制が整備され幕府の寺請制度に組み込まれると、末寺も本堂を構えて寺観を整えるようになる。その際、本堂に木仏を安置する動きが広がったと思われ<sup>(註6)</sup>、西方寺については新たに木仏を製作せずに前身寺院の本尊を安置し続けたのであろう。

近世の融通念佛宗では、木仏は前立仏と位置づけられていたようであるが<sup>(註7)</sup>、近代以降に絵像の「十一尊天得如来」のみではなく木仏も本尊として認識されるようになった可能性がある<sup>(註8)</sup>。

像正面には傷みが認められるが、本像は松原市における数少ない平安時代の阿弥陀如来像の貴重な作例であるばかりでなく、本市における融通念佛宗の伝播を考える上でも貴重な事例と考えられる。

## 〔調書〕

### 〔形状〕

本躰：にっけいしゅ肉髻珠、らぼつ螺髪、びやくごう白毫は水晶製。じだかんじょう耳朶環状、さんどう三道を彫出する。のうえ衲衣、へんさん偏衫、くん裙を着け、右手は肘を曲げて掌を胸前に掲げ、掌を前に向けて第1・2指を捻じ、他指を軽く曲げる。左手は垂下して掌を前に向け、第1・2指を捻じ、他指を伸ばす(来迎印)。らいごう両足をやや開いて台座上に立つ。

こうはい光背：光芒を表わした輪光背。

台座：れんげざ蓮華座。

### 〔品質構造〕

ヒノキ材 いちぼく一木造 ちようがん彫眼 体部漆箔 衣部古色

頭体幹部を通して一木から彫出する。

[保存状況]

後補：両袖以下、両手肘先以下、両足先、台座、光背、表面の漆箔、古色。軀部正面  
胸以下、彫り直し。

[時代]

平安時代後期(12世紀後半)

[法量細目]

髮際高	84.0 cm	頂 - 顎	16.6 cm	髮際 - 顎	10.4 cm	面幅	9.8 cm
耳張	12.5 cm	面奥	13.2 cm	胸厚	10.2 cm	腹厚	13.0 cm
肘張	26.5 cm	裾張	19.8 cm	足先開(外)	12.7 cm	同(内)	4.8 cm

(注1) 井上正雄『大阪府全志』巻四 1922。

(注2) 井上正雄『大阪府全志』巻四 1922。

(注3) 『融通念佛宗年表(以下、「延宝末寺帳」と略す。)] 大念仏寺 1982年 所収。

(注4) 帰依の時期は不明であるが、延宝6年(1678)「河内国丹北郡三宅村検地帳」(『河内国丹北郡三宅村延宝検地帳』松原市史研究紀要第2号 松原市役所 1989年 所収)の「西方寺屋敷」に「但、境内寺建有之、文禄三年より除地」とあり、文禄3年(1594)には今の場所に堂宇が存在したと思われる。

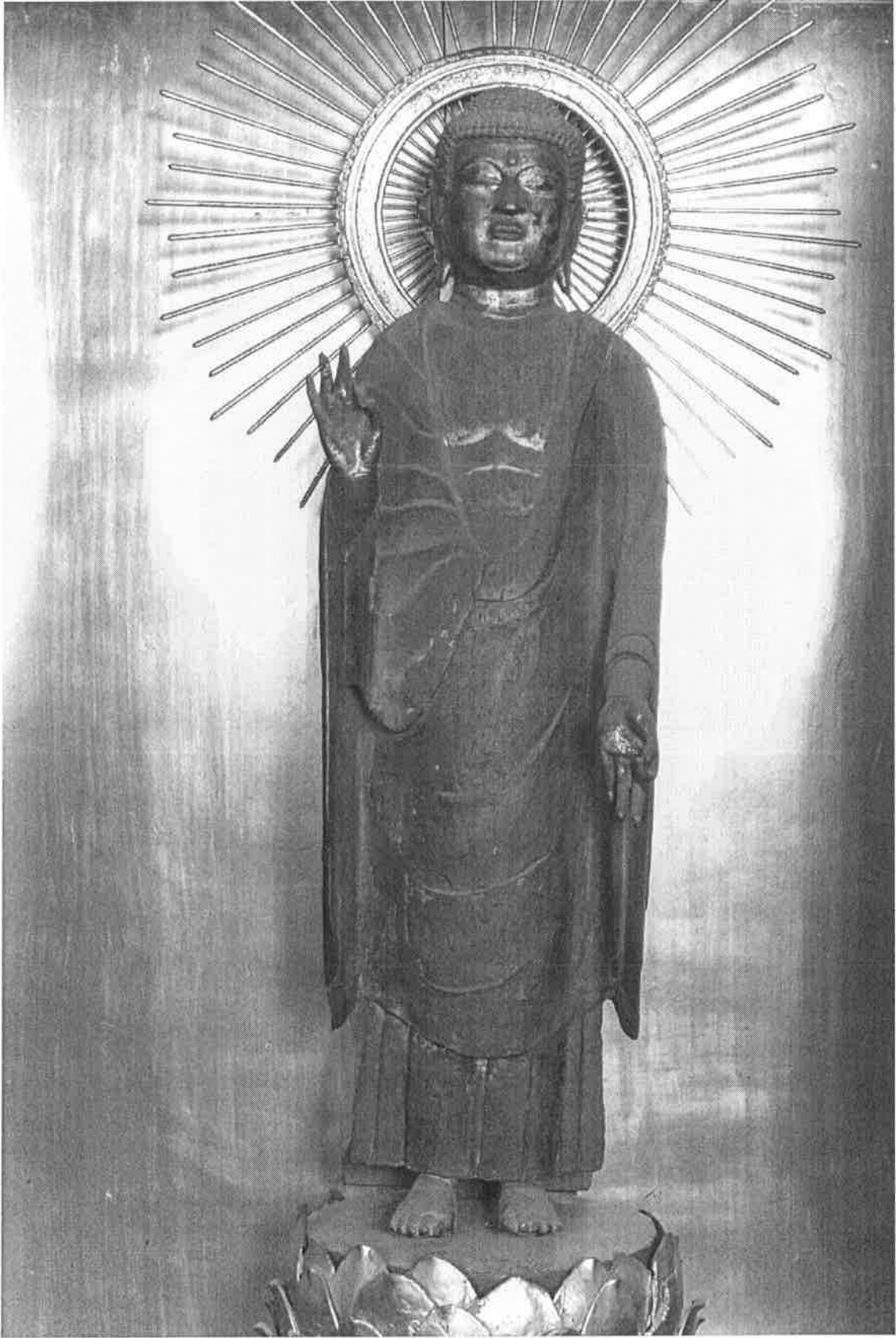
(注5) 絵像の本尊である紙本着色阿彌陀十一尊来迎図には、裏書等がなく製作年は不明であるが江戸以降のものである。箱裏書によると昭和62年に修復されている。

(注6) 八上郡大饗村(堺市美原区)より明治11年(1878)に移転した大林寺(松原市北新町1丁目)の本堂には17世紀後半～末に作製された木造阿彌陀如来立像が安置されており、その動きが確認できる。ただし、地藏菩薩を本尊とする地藏寺(堺市北区北花田町2)や薬師如来を本尊とする廃寺安楽寺(大阪狭山市半田)等、村堂や道場が起源となっている寺院においては旧本尊をそのまま安置し続けており、全ての末寺寺院が前立仏となる阿彌陀如来の木像を求めたわけではないことが分かる。融通念佛宗において本山より下付される什物は十一尊天得如来をはじめとする絵像であり、木仏を下付した事例は今のところ見当たらない。

(注7) 石川別時辻本の大念寺(南河内郡河南町)では、貞享年間(1684～87)に絵像の本尊の前に木仏を安置した記載が「河内屋可正旧記」(『河内屋可正旧記(近世庶民史料)』清文堂史料叢書第1刊 清文堂出版(株) 1955年)にある。また、大阪府教育委員会が行った調査によると、宝暦12年(1762)に本堂の内陣を現在に近い形へ改修し木像を安置するようになった痕跡が残っている(『大阪府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』大阪府教育委員会 1987)。また、「錦溪山歴代相承譜」(『報告書』所収)によると、嘉永頃(19世紀半ば)の極楽寺(河内長野市古野町)では、御厨子に納められた「本尊阿彌陀画像」の前に「前立四尺五分阿彌陀如来坐像」と「脇土観世音勢至菩薩二軀」が安置されている。文化11年(1814)に十八世洞山上人が本堂内部を造作して厨子を寄附しており、この時期まで木像が前立仏と位置づけられていたことは確実である。

---

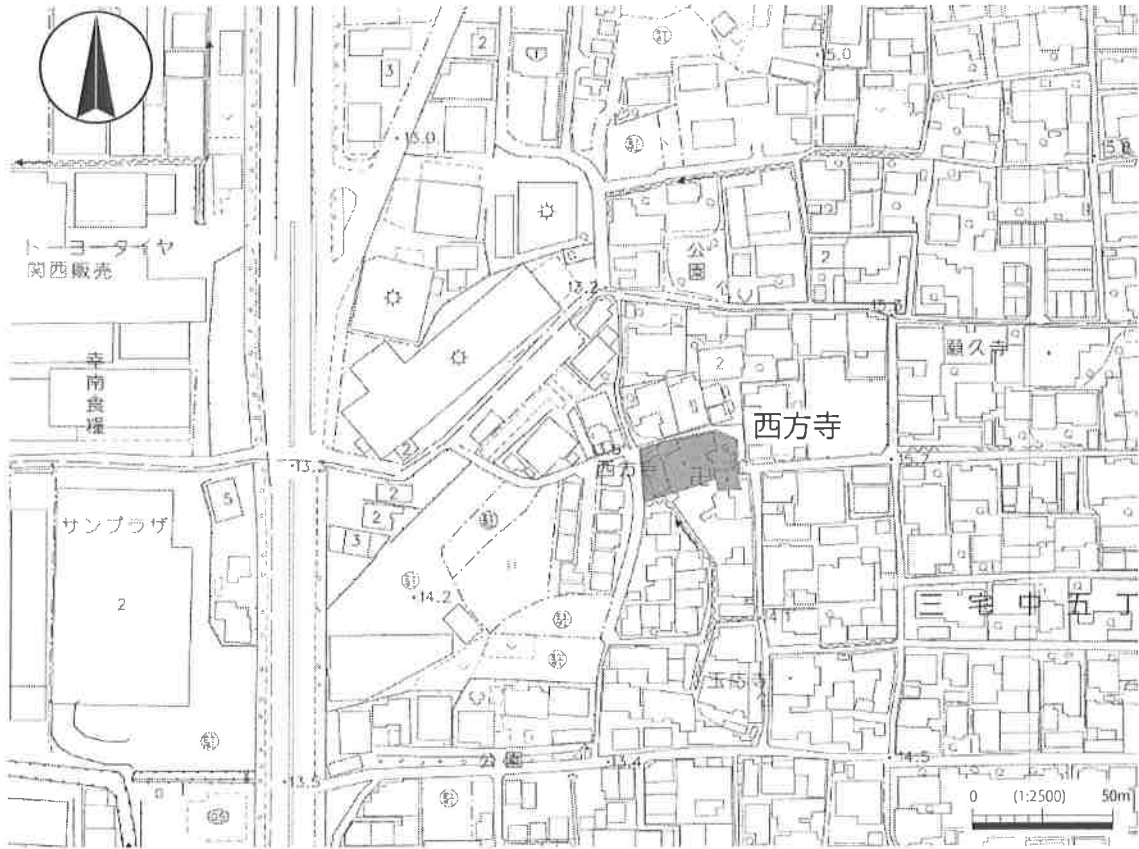
(注8) 明治7年(1874)に西方寺より堺県に提出された「什物取調帳」(大阪市立大学所蔵旧橋本家文書)には本像が「本尊阿弥陀如来 木像」、本尊の十一尊天得如来像が「引接十一尊仏 画像」と記されており、同村の廃寺豊興寺も同様の記載である。また、大正11年(1922)井上正雄『大阪府全志』においても融通念佛宗寺院の本尊は木像となっている。



西方寺 木造 阿弥陀如来立像



西方寺山門及び観音堂（東から）



西方寺位置図

## <有形文化財 美術工芸品 彫刻>

名称・員数 : 西方寺 木造 阿弥陀如来立像 1 軀  
所有者 : 宗教法人 西方寺 代表役員 安岡剛史  
所在地 : 松原市三宅中 5 丁目 11 番 16 号  
年代 : 平安時代後期(12 世紀末)  
材質・法量等 : ヒノキ材 一木造 像高 69.5 cm

### 〔説明〕

本像は、像高 69.5 cm(2 尺 3 寸)、髮際高 63.8cm(2 尺 1 寸)をはかる阿弥陀如来立像で、松原市三宅中 5 丁目に所在する西方寺(融通念佛宗)の客仏である。元は松原市三宅中 4 丁目(現在の豊興寺地藏堂周辺)に所在した豊興寺(融通念佛宗)の本尊で、明治 30 年(1897)に廃寺となった際に同じ三宅村の西方寺に移された。

丸く高い肉髻で螺髪を刻み、深い面奥ながらも丸い面貌に小さく目鼻立ちを表わし、まとまりのよい穏やかな表情をみせている。肩幅はやや大きく、体軀には衲衣、偏衫をまとう。体軀にみられる衣文は均整がとれて緩やかな起伏をもって表わされている。やや下半身に重心が置かれた造形ではあるものの、ゆったりとした体軀は平安時代後期の如来像に共通したもので、胸や膝などの張りも過不足なく表現されている。腹前の整った抑揚のある衣文は鎌倉時代の作例を想起するものの、穏やかな表情や下半身に施された柔らかな彫技からは、平安時代後期から末期にかけての作例とみてよい。

かつて本像が安置されていた豊興寺は山号を「仏徳山」と号し、鎌倉時代末期に法明が開いた念仏勧進道場が前身とされる<sup>(註1)</sup>。融通念佛宗は中世には定まった堂宇を構えない挽道場・挽寺号の形をとり絵像の阿弥陀如来を本尊とした。よって、元々本像は前身となった寺院や村堂の本尊であったと考えられ、江戸時代に豊興寺の本堂が確立した後も安置され続けたのであろう。寺の確立時期であるが、延宝 5 年(1677)に大念佛寺が末寺帳を作成した時点で寺号を有し、当時の看坊が剃髪し僧となるまでは代々妻帯者が



看坊を務めていたことから<sup>(註2)</sup>、これより遡ると考えられる。

豊興寺の堂宇であるが、正徳元年(1711)には藁葺きで庇の付いた本堂(梁行2間半×桁行4間半)と藁葺の庫裏(梁行1間半×桁行6間)が存在している<sup>(註3)</sup>。檀家は享和4年(1804)の時点で三宅村に10軒(55人)あった<sup>(註4)</sup>。明治7年(1874)には無住となっていたようで、西方寺住職の寺西暁山が兼帯している<sup>(註5)</sup>。

豊興寺は総本山大念佛寺の直末寺であるが、江戸時代には同じ三宅村の西方寺と小山村の称念寺(藤井寺市)を除く河内国丹北郡の融通念佛宗寺院は全て来迎寺(松原市丹南)末であった。六別時のひとつ十ヶ郷別時の辻本寺院である来迎寺は、河内国丹南郡を中心に丹北郡及び八上郡を勢力圏としており<sup>(註6)</sup>、三宅村の付近が大念佛寺と来迎寺の勢力圏の境であったと思われる。融通念佛宗には、大念佛寺から本尊十一尊天得如来像をかついで各末寺と檀信徒の家々へ出向き追善供養や祈祷をする「御回在」という行事があるが、松原市域では三宅のみが摂津を中心とする大阪回在に組み込まれていることから総本山との強い結びつきを伺うことができる<sup>(註7)</sup>。

本像は保存状態も比較的良好、松原市を代表する平安時代後期の阿弥陀如来立像である。また、本市における融通念佛宗の伝播を考察する上で、貴重な作例と考えられる。

## 〔調書〕

### 〔形状〕

本軀：肉髻珠、螺髪。白毫は水晶製。耳朵環状、三道を彫出する。衲衣、偏衫、裙を着け、右手は肘を曲げて掌を胸前に掲げ、掌を前に向けて第1・2指を捻じ、他指を軽く曲げる。左手は垂下して掌を前に向け、第1・2指を捻じ、他指を伸ばす(来迎印)。両足をやや開いて台座上に立つ。

台座：蓮華座。

### 〔品質構造〕

ヒノキ材 一木造 彫眼 体部漆箔 衣部古色  
頭体幹部を通して一木から彫出する。

### 〔保存状況〕

後補：両手先以下、両足先、台座、光背、表面の漆箔、古色。

[時 代]

平安時代後期(12世紀末)

[法量細目]

髪際高	63.8 cm	頂 - 顎	12.8 cm	髪際 - 顎	7.7 cm	面 幅	7.0 cm
耳 張	9.2 cm	面 奥	10.4 cm	胸 厚	8.7 cm	腹 厚	10.0 cm
肘 張	20.2 cm	裾 張	14.3 cm	足先開(外)	9.7 cm	同(内)	5.2 cm

---

(注1) 井上正雄『大阪府全志』巻四 1922。

(注2) 「大念佛寺四十五代記録并末寺帳」『融通念佛宗年表』 大念仏寺 1982年 所収。以下、「延宝末寺帳」と略す。

(注3) 「河州八上郡丹北郡之内七箇村寺社改帳」『松原市史』第五巻 松原市役所 1976年 所収。

(注4) 「三宅村宗門人別奥ノ帳」『松原市史』第四巻 松原市役所 1974年 所収。当時、三宅村には融通念佛宗の檀家が34軒あり、豊興寺の檀家以外は皆西方寺の檀家であった。

(注5) 大阪市立大学所蔵「什物取調帳」(旧橋本家文書)による。旧橋本家文書目録は、山中浩之・西田敬之「河内国丹北郡三宅村橋本家旧蔵文書目録」『上方文化研究センター 研究年報』第12号 大阪府立大学上方文化研究センター 2011年 所収。

(注6) 寛文6年(1666)「来迎寺末寺改帳」(『松原市史』第五巻 松原市役所 1976年 所収)による。なお、末寺の内訳は河州丹北郡6カ寺、河州丹南郡19カ寺、河州八上郡8カ寺、摂州欠郡3カ寺である。

(注7) 稲城信子「融通念佛信仰と「回在」」(『報告書』(財)元興寺文化財研究所 1983年 所収)に掲載された昭和54年度の回在日程表による。なお、日程表を見ると江戸時代に来迎寺末であった松原市内の寺院は全て河内回在に組み込まれている。



西方寺 木造 阿弥陀如来立像



豊興寺跡 (北西から)



西方寺及び豊興寺跡位置図

## <有形文化財 美術工芸品 彫刻>

名称・員数 : 西方寺 木造 十一面観音立像 1 軀  
所有者 : 宗教法人 西方寺 代表役員 安岡剛史  
所在地 : 松原市三宅中 5 丁目 11 番 16 号  
年代 : 平安時代後期(12 世紀後半)  
材質・法量等 : 針葉樹 一木造 像高 93.2 cm

### 〔説明〕

西方寺(融通念仏宗)観音堂の本尊である本像は、像高 93.2 cm(3 尺)、髮際高 75.0cm(2 尺 4 寸 8 分)をはかる十一面観音立像で、頭上に頂上化仏と頭上面をつけ、右手を下ろして掌を前に向け、左手は肘を曲げて水瓶を執り台座上に立つ。構造は、頭体幹部を針葉樹系の一材から彫り出している。

ふっくらとした丸い面相部に浅い目鼻立ちを彫り出して、まとまりのよい穏やかな表情をみせている。胸や腹などの抑揚を強調しない体軀に表された衣文は全体に浅く、裳の折り返し先端部を丸く処理するなど平安時代後期彫刻の特徴をよく示している。

下半身の造形はまったく破たんをみせていないものの、頭部正中と脚部中央とを比べると、体軀は胸下あたりから左外側に向かって大きくねじれており、正中線に狂いが生じている。

こうした歪みをもつ彫刻は平安時代の一木造彫刻にまみられ、その原因としていくつかの事情が考えられる。ひとつには寺社に由緒ある木(霊木・神木)が彫刻用材として使用され、整った造形よりも彫刻に使われた用材の由緒や来歴が重視された結果、木(霊木)の曲がりや節、空洞(ウロ)がそのまま彫刻面に現われる場合がある。次に用材の特性があげられる。通常、材木は伐採後に十分に乾燥させて用材に使用されるが、乾燥(期間)が不十分である場合、用材に干割れや歪みが生じる。多くの一木造彫刻の場合、これを

防ぐために背面等に内削り<sup>うちぐ</sup>を施している。本像の場合、下半身の造形に破たんが認められないことから後者の可能性も高いと考えられる。この場合でも十分な乾燥期間が得られない事情があったものと想定され、前者の事情も考慮される。

本像は、天慶5年(942)に菅原道真<sup>てんぎょう</sup>(天満大自在天)を祭神として創祀された屯倉神社<sup>みやげ</sup>の神宮寺梅松院<sup>ばいしやういん</sup>の本地仏であったが<sup>(註1)</sup>、明治4年(1871)の廃仏毀釈により梅松院が廃寺となった後に西方寺へ移された<sup>(註2)</sup>。梅松院は山号を「菅應山<sup>かんおうざん</sup>」と称する無本山の真言宗寺院で<sup>(註3)</sup>、天明3年(1783)「天満宮境内絵図」(三宅・妻屋家文書)によると現在の社務所付近に観音堂・梅松院・鐘撞堂が存在したようである。

本像が観音堂に本地仏として安置されていたことは、梅松院から西方寺へ移された版木と「本地堂」の扁額からも明らかである。版木は江戸時代後期(18世紀)のもので、中央に十一面観音像を配し、下段には「河内国丹北郡三宅邑梅松院」、上部には「天満宮本地／十一面観世音／聖徳太子御作」と刻まれている。

梅松院(観音堂)は、江戸時代には河内における西国三十三か所の札所寺院として信仰を集めていたようで、旧暦7月10日(現8月10日)に行われる千日会で三宅村の融通念仏宗徒が西国三十三所詠歌を唱えていた記録が文化8年(1811)の「社役定式」(三宅・大橋家文書)に残る<sup>(註4)</sup>。

観音信仰は西方寺観音堂へ本像が移された明治時代以降も続き、「河内一州三十三所霊場」・「河内新西国三拾三霊場」の札所として昭和50年代まで賑わった。現在は札所を離れたが、三宅詠歌講の人々が毎月第2日曜日(ただし、8月のみ千日会のため実施せず)に本像の前で河内西国三十三所詠歌や般若心経などを唱えており、本像への信仰は途絶えることなく続いている<sup>(註5)</sup>。

本像は松原市における神仏習合の実例を示した平安時代の貴重な作例であるばかりでなく、三宅村における観音信仰や近代から戦後にかけての河内西国巡礼など、松原市の信仰史を物語る貴重な作例と考えられる。

## 【調書】

## 【形状】

本鉢：高髻<sup>こうけい</sup>を結び、頂上<sup>けぶつ</sup>仏面<sup>じはつ</sup>、地髪部<sup>ちかみぶ</sup>に頭上面<sup>かぶ</sup>をのせ、宝冠<sup>ほうかん</sup>(銅製)をつける。地髪はまばら彫り。白毫<sup>びやくごう</sup>をあらわす。耳朵環状<sup>じだかんじょう</sup>。左手は肘を曲げて水瓶<sup>すいびょう</sup>をとり、

右手は肘を軽くまげて垂下し、掌を前にむける。瓔珞(銅製)をつけ、条帛、裳(一段折り返し)、天衣を着け、台座上に足先を揃えて立つ。両肩を覆う天衣は左右の上膊内側にかかって大腿部に掛かり、その後上膊外側にかかり垂下する。上半身と下半身にねじれが認められる。

光背：光身は二重円光、光縁は雲形に蓮華座上に種字(キャ)を表した光輪を11か所に配した舟形光背。

台座：四隅に四天王像を配した方形框上に岩座、反花、受座、敷茄子、蓮華座からなる。

#### [品質構造]

針葉樹系材 一木造 彫眼 体部漆箔 衣部古色

頭体を通して一木から彫出する。内割りには施さないか。両肩以下別材製。両手肘から先は別材製。右手内外側にかかる天衣、左外側にかかる天衣別材。両足先別材。

#### [保存状況]

後補：金銅製宝冠、瓔珞、両手肘先以下、水瓶、天衣遊離部、両足先、台座、光背、表面の漆箔、古色。

欠損・亡失：右手第2指、同第1・3～5指第1関節より欠損。錫杖亡失。

#### [時代]

平安時代後期(12世紀後半)

#### [法量細目]

髮際高	75.0 cm	頂 - 顎	26.8 cm	髮際 - 顎	8.9 cm	面幅	9.0 cm
耳張	12.0 cm	面奥	13.2 cm	胸厚	12.2 cm	腹厚	12.2 cm
肘張	29.9 cm	裾張	19.6 cm	足先開(外)	14.4 cm	同(内)	8.1 cm

(注1) 屯倉神社所蔵の享保11年(1726)「三宅天満宮縁起(以下、「縁起」と略す)」による。「縁起」によると元は「三宅寺」と呼ばれていたが、菅原道真が大宰府に左遷された際に道真の後を追って大宰府へ飛んだ飛梅と飛松の伝説にちなみ「梅松院」と名を改めたとされる。

(注2) 井上正雄『大阪府全志』巻四 1922 による。明治7年(1874)に西方寺より堺県に提出された「境

---

内建物取調帳（大阪市立大学所蔵旧橋本家文書）には観音堂の記載がないため、本像が移されたのはこれより後と考えられる。

(注3) 正徳元年(1711)「八上郡・丹北郡内七か村寺社改帳」（『松原市史』第五巻 1976年 松原市役所所収）に「真言無本寺 梅松院」とある。また、梅松院より西方寺に写された弘法大師千回忌を記念して製作された弘法大師坐像（天保4年・1833）や同年銘のある燭台（五具足のうち）からも分かる。また、山号については後述する十一面観音の版木裏面に「菅應山／方違之御札 梅松院／神宮寺」と刻まれていることから分かる。

(注4) 一 御本地観世音菩薩七月十日千日会備物等社僧より被供誦経可被致候并当村大念仏宗旦中被相頼西国卅三所詠歌可有事

(注5) 『第十八回特別展 河内西国巡礼と松原』（財）松原市文化情報振興事業団 2007。

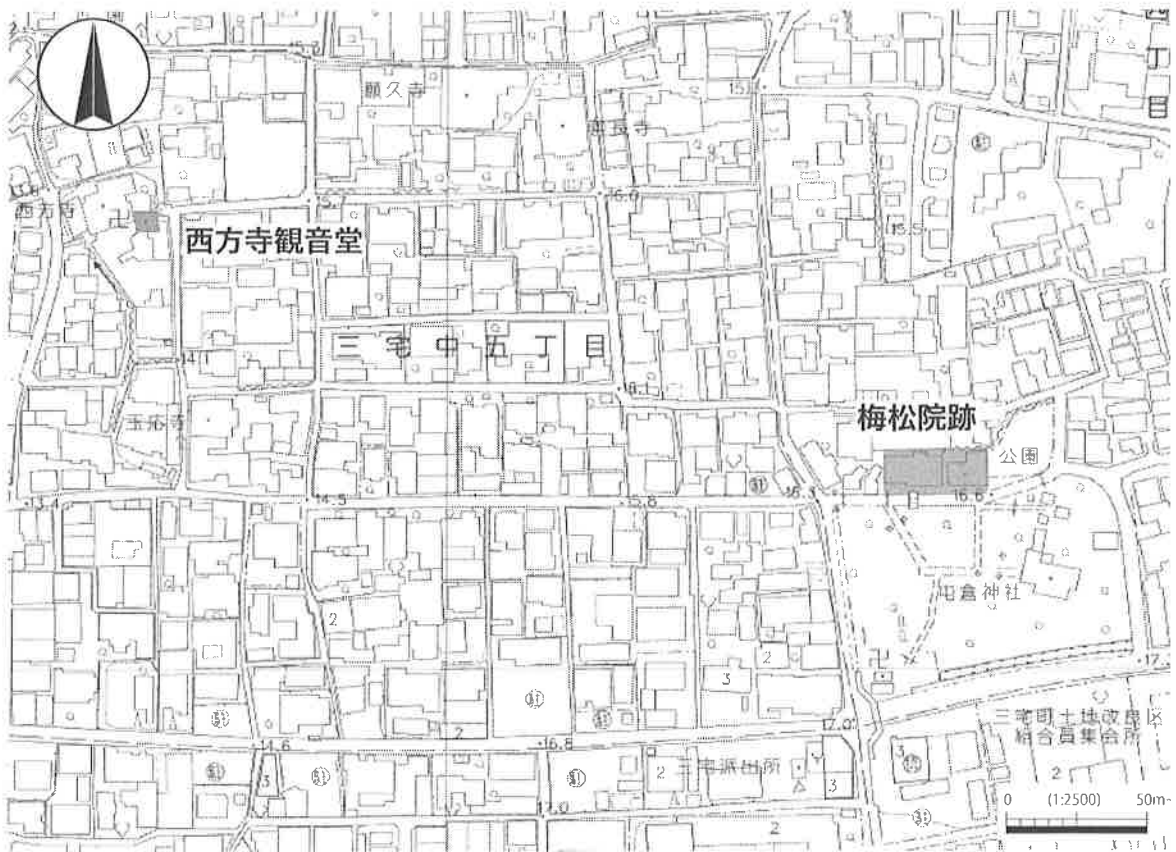




西方寺 木造 十一面観音立像



西方寺観音堂 (東から)



西方寺観音堂及び梅松院跡位置図



平成30年8月8日

松原市教育委員会 殿

松原市文化財保護審議会  
会長 櫻井 敏雄

松原市指定文化財の指定について（答申）

平成28年10月6日付け松文第192号で諮問のあった下記の文化財については、松原市文化財保護条例第6条第1項の規定により松原市指定文化財として指定することが適当であると認めます。

記

種類	名称	員数	所在地	所有者	備考
有形文化財 (美術工芸品 彫刻)	西方寺 木造 阿弥陀如来立像	1 軀	松原市三宅中 5丁目 11番16号	西方寺	
	西方寺 木造 阿弥陀如来立像	1 軀			旧豊興寺本尊
	西方寺 木造 十一面観音立像	1 軀			旧梅松院本尊